

鶴見区区政会議 令和4年度第2回全体会

1 日時

令和5年3月23日（木） 19時00分～21時13分

2 場所

鶴見区役所 4階 403・404会議室

3 出席者

（区役所来庁出席委員）

綿世委員（議長）、鎮西（章）委員（副議長）、江口委員、小倉委員、梶委員、黒澤委員、桑名委員、齊喜委員、坂本委員、塩見委員、島崎委員、段野委員、鎮西（均）委員、寺井委員、西山委員、野口委員、南畑委員、安井委員、吉永委員

（区役所）

内田区長、川畠副区長、高嶋総務課長、貴田政策推進担当課長、上原教育担当課長、中村市民協働課長、山本窓口サービス課長、皆川住民情報担当課長、丹葉保健福祉課長、浅田子育て支援・保健担当課長、大川生活支援担当課長

4 議題

- （1） 「令和4年度区政会議（第1回全体会）」での意見とその対応等について
- （2） 「鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）」について
- （3） 「鶴見区将来ビジョン（案）」について
- （4） 「令和5年度鶴見区運営方針（案）」について
- （5） 「令和5年度鶴見区予算」について

(6) 区政会議における主な意見の進捗状況について

(7) その他

5 議事

開会 19時00分

○貴田政策推進担当課長 皆様、こんばんは。定刻の前ですけれども、開催に先立ちまして2点ほど、注意事項をお伝えさせていただきます。

まず1点目、ご発言等につきましの注意事項となります。

委員の皆様がご質問やご意見等で発言される時は、必ず議長からの指名を受けた後でお願いいたします。まずは挙手いただきまして、議長から「〇〇委員、ご発言をどうぞ。」と指名をされるまで発言されませんようお願いいたします。発言の際には、職員がマイクをお持ちさせていただきますけれども、発言を求められてからマイクをオンにしてください。2本同時にオンになってしまいますとハレーションを起こしてしまいますので、議長のほうから「言ってください。」と言われてからマイクをオンにいただきまして、終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

あと2点目としまして、本日使用する資料等についてご確認をお願いいたします。

事前に郵送させていただきました資料が七つございます。送らせていただきました一番上に次第がございます。そのほか、資料1から資料6までの6種類お送りさせていただきます。1から6まで本日お持ちでございましょうか。もし、ない場合、周りの区役所職員にお声かけください。大丈夫でしょうか。

あと、本日、議場配付ということで、机の上にも書類を2種類置かせていただいております。それぞれクリアファイルにまとめていまして、まず、一つ目は、クリアファイルの左上のほうに紫色のしるしを付けさせていただいてます、「机上配付資料

【議題2関係】」というものが一つございます。その議題2関係では、中に資料2ー

1、2－2、2－3と三つ資料を入れさせていただいていますが、3種類入っておりますでしょうか。

また、もう一つのクリアファイル、「水色」のしるしを付けているクリアファイル、「机上配付資料【議題3関係】」というのが、もう一つのものでございます。こちらでは、資料を3－1、3－2の2種類入れさせていただいております。2種類そろっておりますでしょうか。

確認が終わりましたら、それぞれのクリアファイルにまたなおしておいてください。必要なときにはお声がけさせていただきますので、クリアファイルの中に、紛れないように入れておいてください。お願いいたします。

それでは、定刻を少し過ぎてしまいました。ただいまから鶴見区区政会議令和4年度第2回全体会を開催いたします。私、本日の司会を務めさせていただきます政策推進担当の貴田でございます。本日もよろしくお願いいたします。座って進行させていただきます。

まず、この会議では、議題1といたしまして、10月に開催いたしました第1回全体会での委員の皆様からいただいたご意見とそのご意見に対する区役所の対応や考え方等についてご報告させていただきます。

次に、議題2といたしまして、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「鶴見区地域保健福祉ビジョン」について、担当課から概要を説明後、12月と1月に開催いたしました第2回、第3回の地域保健福祉部会にて出された意見及び区役所の対応につきまして、部会外の皆様と共有いたします。

次に、議題3及び4としまして、先ほど同様、11月から12月にかけて開催いたしました第2回の各部会、また1月から2月にかけて開催いたしました第3回の各部会において、「鶴見区将来ビジョン（素案）及び（案）」並びに「令和5年度鶴見区運営方針（素案）及び（案）」に関しまして、委員の皆様からいただきましたご意見及び区役所の対応につきまして、皆様と共有いたします。

続いて、議題 5 といたしまして、「令和 5 年度鶴見区予算」についての説明、最後に議題 6 といたしまして、令和元年度以降の区政会議にていただきましたご意見のうち、区役所として検討しますとご回答した後の対応につきまして、共有できていなかった案件に係る進捗状況をご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、区長の内田からご挨拶申し上げます。

内田区長、よろしくお願いいたします。

○内田区長 改めまして、鶴見区区政会議の委員の皆様、区長の内田でございます。

皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましたこと、また、日頃より、区政・市政の各般にわたり、何かとご協力賜っておりますこと、誠にありがとうございます。

今年度は、例年ご議論いただくものとは別に、先ほど、司会からもお話ございましたが、来年度からの 5 か年計画であります「鶴見区将来ビジョン」及び「鶴見区地域保健福祉ビジョン」、この二つの各骨子や、各素案について、これまでの部会や全体会でご説明させていただくとともに、いただいたご意見に対して確認、整理いたしました、区役所にて考える対応等をまとめさせていただきました。

区政会議の委員の皆様におかれましては、この間のご尽力に対しまして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

こうしたプロセスを経た上で、案としてまとめました両案につきまして、先月、2 月 13 日から今月 13 日まで、本市所定の手続によりますパブリック・コメントを実施させていただきました。

併せて、地域活動協議会連絡会並びに各関係機関との協議の場におきまして、内容説明及び意見交換等をさせていただきまして、若干の修正を加えさせていただきました。

本日は、パブリック・コメントなどでいただいた意見に対する本市、当区の考え方

をご説明させていただきます。今後の区の実組みをよりよい方向に進めていくためにも、各項目につきまして、各委員の皆様からの忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○貴田政策推進担当課長 ありがとうございました。

では、続きまして、定足数の確認をさせていただきます。19時07分現在、本日の会議には委員定数24名中、19名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、本日は市会議員の方にもご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

市会議員の黒田議員でございます。

○黒田議員 黒田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

平日の遅い時間に皆様お忙しいところ、こうしてお集まりいただきまして、鶴見区の今後について一緒に考えていただきますこと、本当に心から感謝いたします。私も微力ではございますが、今後もしっかりと鶴見区のために精進してまいりたいと思っておりますので、本日は皆様のご意見をしっかりと受け止めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○貴田政策推進担当課長 ありがとうございました。

それでは、これより議事進行を綿世議長にお願いいたします。

議長、よろしくお願いいたします。

○綿世議長 はい。今日は本当に議題が多いので、皆さん、協力よろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議題1ですね。令和4年度区政会議の第1回全体会での意見とその対応等に

ついて、事務局からご説明願います。

○貴田政策推進担当課長 改めまして、政策推進担当課長の貴田でございます。

私から、議題１、令和４年度区政会議第１回全体会での意見とその対応等についてご報告いたします。

まず、この議題の趣旨についてご説明いたします。

10月に開催いたしました第１回区政会議では、二つの議題を設定いたしました。

一つ目が、令和３年度自己評価結果及び令和５年度取組みの方向性について。

二つ目が、鶴見区将来ビジョンの方向性に係る意見とその対応等について。

この二つの議題において、委員の皆様から多くのご意見等をいただきましたので、その意見、また当該意見に対する区役所の対応や考え方等についてご報告いたします。

それでは、事前に送付させていただいております資料１をご覧ください。A４横長のものです。資料１と右肩のほうに書かれている資料になります。

それでは、まず一つ目から説明させていただきます。１ページをご覧ください。

今回は、全部で10件のご意見がございました。そのうち８件が、令和３年度自己評価結果及び令和５年度の取組みの方向性について、２件が、鶴見区将来ビジョンの方向性についてのご意見等となっており、今回は要点のみご報告いたします。

まず、令和３年度自己評価結果及び令和５年度の取組みの方向性について、ナンバー１のご意見、「活動の担い手について」というところです。

民生委員・児童委員の推薦では年齢制限などが障壁となり、担い手確保が非常に困難になっているとのご意見がございました。

それに対する対応や考え方等では、民生委員・児童委員が委嘱を受ける際には、本市が定める年齢要件を満たしている必要があります。候補者を選出いただく際には、ご指摘の年齢制限が障壁となっていることなどを踏まえ、直近では、令和元年度一斉改選時以降において、年齢要件が一部緩和されております。現時点では、さらなる緩和の予定はないと聞いておりますが、担い手不足の現状につきまして、所管局である

福祉局に伝えてまいります。

続いて、ナンバー２、ナンバー３につきまして、網掛けにしております。

この内容につきましては、会議中に、既に区役所から見解などをお示しした内容となっていますので、この場での説明は省略させていただきますので、ご確認ください。

では、２ページをご覧ください。

ナンバー４のご意見、「こども食堂の運営について」ということで、こちらも10月の会議の際に、ご意見に対して既に回答させていただいている内容になりますが、一部、進展があった内容も含まれていますので、ご報告いたします。

茨田東小学校区において、こども食堂が本格開設されたが、市営住宅の空き住戸を活用されてはどうかとのご意見がございました。

それに対する対応や考え方等では、本市都市整備局では、団地や地域の活性化につながる活動を行うNPO法人等の団体に対して、市営住宅の住居を提供する事業を実施しています。本事業の実施にあたっては、同局から区役所に対して、市営住宅を活動拠点としたい団体の有無についての照会があり、当区から本格開設した当該団体を同局へ情報提供したところです。

続きまして、ナンバー５のご意見、「こども食堂の運営について」では、こども食堂の活動については、地道に少しずつ展開していくべき事業であるとのご意見がございました。

それに対する対応や考え方等では、まず、ご意見についてはご指摘のとおりと考えています。子育て支援担当では、関係団体等が一堂に会する「鶴見区こどもの居場所オープン会議」を開催しています。その会議を通じて、団体等への支援を継続的に行っていきます、となっています。

では、続いて３ページをご覧ください。

ナンバー６のご意見、「成果指標の妥当性について」では、運営方針に掲載されている成果指標に係る内容や数値の設定について、全般的に懐疑的と言わざるを得ない

とのご意見がございました。

それに対する対応や考え方等では、指標や目標値の設定に際しては、担当課として最も妥当なものであると考えた上で設定していますが、より適切な指標等とするための良案があるようでしたら、ご意見等をいただければ、改善のための検討に努めてまいります。

続いて、ナンバー7のご意見、「防災訓練の実施規模について」では、防災訓練について、地域内のみならず、区全体で行ってみてはどうかとのご意見がございました。

それに対する対応や考え方等では、鶴見区全体での避難所開設訓練は、発災時の実情に即した訓練であると考えています。行動制限緩和後の状況を勘案しながら時機をみて、地域防災連絡会等へ意見を求めていきたいと考えています。

続いて、4ページをご覧ください。ナンバー8のご意見、「小学校体育館へのソーラーパネル設置について」では、体育館の屋上にソーラーパネルを設置している学校があり、災害発生時には停電防止に寄与しているため、区内各小学校の屋上にソーラーパネルを設置してはどうかとのご意見がございました。

それに対する対応や考え方等では、本市環境局の事業において、平成30年度から令和2年度の3年間で181の小中学校の校舎や体育館の屋上に太陽光発電設備を設置したとのことでした。

一方で、鶴見区内で設置していない学校もありますが、その理由としまして、事業者の採算性のほか、校舎の強度や設置場所の確保等の問題があることが挙げられています。災害時のライフラインの確保に係る取組みを推進していく必要がありますが、鶴見区としましては、施設や設備の充実だけではなく、協定等に基づく民間やボランティアの活用を検討してまいります。

続いて、5ページをご覧ください。

ここからは、鶴見区将来ビジョンの方向性に関するご意見等になります。

ナンバー1のご意見、「SDGsの周知について」では、SDGsの周知の際には、

S D G s 推進の目的に関する説明も行ってみたいかどうかのご意見がございました。

それに対する対応や考え方等では、ご指摘のとおり S D G s の周知には、その推進目的を理解いただくことは大変重要ですので、周知する時期や対象者等を勘案しながら、周知内容に工夫をしていきたいと考えています。

続いて、ナンバー 2 のご意見、「計画に対する評価時期について」では、鶴見区将来ビジョンの適用期間は 5 年間とのことだが、中間年においても評価を行うことが必要であるのご意見がございました。

それに対する対応や考え方等では、鶴見区将来ビジョンは 5 か年の中期計画ですが、それを単年度ごとに進捗管理するツールとして区運営方針があります。区運営方針では、令和 5 年度分から様式を変更したことに伴いまして、5 年間の施策に係る成果指標の項目を設け、可視化することといたしました。今後は、区運営方針により、中間年においても評価した上で、P D C A サイクルを徹底してまいります。

議題 1 に関するご報告は以上になります。

○綿世議長 ありがとうございました。

事務局から令和 4 年度の第 1 回区政会議全体会での意見、その対応等について説明がありましたけれども、何かご意見ございますか。

坂本委員。

○坂本委員 坂本です、よろしくお願いいたします。

ご回答ありがとうございます。私から 1 点確認させていただければと思います。

まず、3 ページのナンバー 6、こちらのほうで質問させていただいた内容につきまして、目標値の設定内容についてですね。これは文面を読む限り、今後も同様の評価をされるということだと思っておりますけれども、これにつきまして、私のほうで、前回、説明させていただいた内容で付け加えさせていただきたいと思います。

前回、質問させていただいた内容では、趣旨としましては、もう少し実効性のある実体の伴った評価というところを、ぜひ考慮していただきたいというところが趣旨

だったわけです。前の例を挙げさせていただいたように、例えば「防災意識を高めましょう」っていったときに、例えば、「家具を固定しました」で「○」、「ローリングストックを始めてみました」で「○」、これを集めて、例えば「80%、90%の人が対策しています」といったところで、いざ、地震が起きたときには、それだけでは実効性がない、足りないといえますか、その両方があって、耐震対策とその後の生き延びるための対策があってこそ、初めて実効性のあるものになるんだろうと思います。

そういった意味で、このアンケートの取り方でありまして、内容の評価っていうのをもう一度考えていただきたいっていうのが趣旨だったということです。この辺りを付け加えさせていただきたいということと、それから、80%、90%の方がオーケーだとしても、恐らく残りの方、評価されてない方のご意見の中にこそ、その課題解決のヒントがあると思います。こういった意見で評価されてないんだよっていうところを確認して、皆さんでそのことを検討していきたいなというところの2点を付け加えさせていただきたいと思います。

また、最後の5ページ目、そちらのほうで質問させていただいた内容に関しまして、可視化することといたしました、と書かれております。具体的にこういった形で可視化されているのかといったところ、簡単で結構ですので、幾つかご提示いただければと思います。よろしくお願いします。

○綿世議長 事務局から回答をお願いします。

○貴田政策推進担当課長 最初のご意見の部分につきまして、多分、耐震対策と非常食の備蓄の両方が要するところとは、そのときにもご意見をいただいております。防災担当から、来年度以降、アンケートの取り方等々について工夫をしていきます、ということでお話はさせていただいたかと思います。また、それらの対策を実際にしてない方たちのご意見というのも、なぜなのかみたいところを伺っていく等々、おっしゃられたことにつきまして、できることから始めていけたらと思っております。

最後のところの具体的にというところで、本日、皆さんには区運営方針をお送りさせていただいていないんですけれども、前回のときにお送りさせていただいておりました区運営方針を見ていただきましたらお分かりいただけるかと思います。

○坂本委員 そちらを拝読すれば分かるということですね。

○貴田政策推進担当課長 はい。その中に載っていますのでご覧ください。

○坂本委員 ありがとうございます。

○綿世議長 今の説明でよろしいですかね、坂本委員。

○坂本委員 私のほうが、認識不足かもしれませんが、こちらのご回答の中で、努めてまいりますというふうに書かれているんですけど、先ほどのアンケートの取り方につきましては、改善されていくという認識でよろしいですね。

○貴田政策推進担当課長 今年度に関しましては、もう既にとった後でしたので、取り方自体は、昨年度と同様の取り方になっているのですが、集計の分析等々の中で、片一方だけの人数ではなくて、両方している人がどういう割合になっているのかという辺りに関して、防災担当としては考えていきますというふうに聞いています。

○坂本委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○綿世議長 それでは、あともうないようですから、次の議題に移りたいと思います。

議題２としまして、鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）について、まずは事務局から説明してもらいます。その後、地域保健福祉部会の桑名部会長から、第２回、第３回の部会での意見等の報告をいただきます。報告後には、再度、事務局から説明がありますので、その後に皆さんから意見交換や質疑を受けてもらいます。

まず、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○丹葉保健福祉課長 こんにちは。保健福祉課長の丹葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

私からは、鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）についてご説明させていただきます。

この（案）と、その前段の（素案）につきましては、この間、桑名部会長はじめ、地域保健福祉部会の委員の皆様と意見交換等を行い、まとめたものでございます。

部会での審議内容については、後ほど桑名部会長からご報告があるかと思いますが、その前に、他の部会委員の皆様に対しては、本ビジョン（案）について、ご説明させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の、前段で説明ありました本日の机上配付した分、紫色の札が付いたクリアファイルのほうをご覧くださいまして、その中に資料２－１、鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）、資料２－２、鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）概要版、二つ取り出していただければと思います。皆様、よろしいでしょうか。

まず、資料２－１の２ページと３ページをご覧ください。

本ビジョンは、第１章、鶴見区地域保健福祉ビジョンの策定に当たって、第２章、鶴見区の地域特性と地域保健福祉の５年間の振り返り、第３章として、鶴見区地域保健福祉ビジョンの基本的な考え方、第４章、鶴見区地域保健福祉ビジョンの施策の方向性と具体的な取組み、第５章、鶴見区地域保健福祉ビジョンの実現に向けて、の五つの章立てで構成されております。

本日は限られた時間でございますので、説明資料は２－２、鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）概要版で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料２－２、鶴見区地域保健福祉ビジョンの概要版をご覧ください。

まず、策定の背景でございますが、地域には年齢や性別、障がいの有無など、様々な特性や背景の人々が暮らしている中で、誰もが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力を合わせて共に生き、共に支え合い、みんなで生活を共に楽しむ地域を作り上げていく地域福祉を推進していく必要があります。

そのため、鶴見区では、大阪市地域福祉基本計画の趣旨を踏まえながら、鶴見区将

来ビジョンの策定に合わせて、より鶴見区の地域実情に応じた地域保健福祉施策を充実させるために、令和5年度からの5か年を計画期間とする鶴見区地域保健福祉ビジョンを策定し、誰もが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくりをめざすこととしています。

では、鶴見区の地域実情はどのようなものかということですが、次のところを見ていただきましたら、鶴見区の地域特性を4点挙げさせていただいております。

1点目として、鶴見区の人口は総数として増加傾向だったが、近年は緩やかで、65歳以上の高齢者人口数も同様の傾向にあること。

二つ目としまして、出生率や年少人口が大阪市平均を上回り、特に年少人口の割合は地域ごとに見ても、地域ごとというのは12の地区のことですが、地域ごとに見ても、大阪市平均より高い状況にあり、子育て世代が多いこと。

3点目といたしまして、高齢化率は区全体では、大阪市平均を下回っているが、地域によっては大阪市平均を超えていること。

4点目として、認知症の高齢者数及び障がい者手帳を持っている方が、緩やかな増加傾向にあることが挙げられます。

そして、それらを分析した結果といたしまして、子育て世帯から高齢者世帯まで、また、障がいがある方が安心して生活を送ることができるよう多様な保健福祉の充実が引き続き必要になっていると結論付けました。

そのため、令和5年度からの取組方針として、鶴見区地域保健福祉ビジョンの策定に当たり、誰もが自分らしく安心して、共に暮らし続けられるまちづくりを基本理念といたします。

以上が、本編でいう第1章から第3章までをまとめたものになります。

続きまして、概要版表面の中段をご覧ください。

ここでは、本編の第4章、鶴見区地域保健福祉ビジョンの施策の方向性と具体的な取組みについて記載しており、先ほど申し上げました本ビジョンの基本理念の実現を

めざして、二つ基本目標を掲げております。

基本目標 1 として、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」を掲げ、成果目標としまして、「災害時に限らず、日常生活の中で、住民同士のつながり、支え合いが行われていると感じる区民の割合を60%以上」といたしました。

また、施策の方向性として（１）住民主体の地域課題の解決力強化、（２）地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の促進、（３）災害時等における要援護者への支援を掲げております。

次に、基本目標 2 として、「だれでも、いつでも、なんでも言える相談支援体制づくり」を掲げて、成果目標として、「地域で支援を必要としている人に必要な支援が行き届く地域社会になっていると感じる区民の割合を40%以上」といたします。

また、施策の方向性として（１）相談支援体制の充実、（２）地域における見守り活動の充実、（３）権利擁護支援体制の強化を掲げております。

なお、より分かりやすくするために、それぞれの基本目標のイメージ図を隣に掲載しております。

続きまして、概要版の裏面をご覧ください。

こちらでは、先ほど申し上げました基本目標を達成するために、今後、取り組むべき課題について、施策の方向性ごとに整理するとともに、課題解決に向けた具体的な取組みについて掲載しています。

本日は、時間の都合上、ほぼすべての説明は割愛させていただきますけれども、例えば基本目標 1、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」の、施策の方向性と今後の取り組むべき課題にある（１）住民主体の地域課題の解決力強化では、（ア）としまして、「地域で支え合い、助け合いの意識づくりと、活動への参加促進」、（イ）としまして、「住民が主体的に地域課題を把握し、解決できる体制づくり」、（ウ）としまして、「専門職による地域福祉活動への支援」といった、概要版では触れておりませんが、本編の第 2 章において、地域保健福祉の 5 年間を振り返

っておりまして、その中で明確になった現状の課題を掲載しております。

また、それらに対しまして、その右側のボックスに、課題解決に向けた具体的な取組みとして、（ア）に対しては、同じく（ア）と表記し、具体的な取組内容、広報活動の充実による新たな担い手の拡大、ICTを活用するなどした高齢者、障がい者が共に活動できる環境づくりの検討や、障がい者スポーツを通じた地域交流の場の推進に取り組むことを明記しております。

同様に、（イ）に対しましては、住民主体の地域福祉ネットワーク活動のシーンや、地域住民のつながりづくりの推進、（ウ）に対しましては、つながる場の認知度の向上を図る、さらなる情報発信に取り組むこととしております。

続く、（２）の地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の促進や、（３）災害時等における要援護者への支援についても同様に、右側ボックスの（ア）（イ）が対応したものになっております。

少し飛ばしまして、基本目標２、「誰でも、いつでも、何でも言える相談支援体制づくり」の施策の方向性と、今後取り組むべき課題にある（１）相談支援体制の充実では、（ア）複合的な課題等を掲げた人への支援、（イ）相談支援体制を支える人材の育成、（ウ）社会参加に向けた支援、（エ）相談支援体制周知のための情報発信、といった現状課題を掲載し、それに対してその右側のボックス、課題解決に向けた具体的な取組みに（ア）から（エ）までの具体的な取組内容を明記しています。

続く（２）地域における見守り活動の充実や（３）の権利擁護支援体制の強化についても、同様に右側ボックスの（ア）（イ）（ウ）が対応したものになっております。

本ビジョンは、基本的に現ビジョンを引き継ぐものであり、その考え方に大きな変化はありませんので、現在の取組みを次計画におきましても、さらなる充実をめざして取り組むものでございます。

本計画期間である令和９年度までに、どこまでの具体的な成果があげられるのか未知数なところも多々ありますけれども、区社会福祉協議会を初め、関係機関と連携し、

また、地域活動協議会等の地域団体のお力添えをいただきながら、計画的に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

なお、鶴見区地域保健福祉ビジョンの素案を地域保健福祉部会で審議いただく中で、「専門用語が多くて資料が難しい」という意見であるとか、「高齢者が支援される側というだけでなく、元気な高齢者もたくさんいるので、担い手としての視点も必要ではないかといった意見」、また、「構成員の高齢化が進む中で、5年後、10年先を考えた地域団体の支援策が必要ではないか」といったご意見等もいただいております。本日、皆様にお示ししています鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）に、そうした意見を反映するとともに、本日はまだ添付しておりませんが、用語解説集を添付するなどして、分かりやすいものにしていきたいと思っております。

長くなりましたが、本件に対する説明は以上となります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○綿世議長 ありがとうございます。

続きまして、地域保健福祉部会の桑名会長から、報告よろしくお願いいたします。

○桑名部会長 皆さん、こんばんは。地域保健福祉部会の桑名と申します。よろしく願います。

私からは、この間、事務局から説明ありました鶴見区地域保健福祉ビジョン（素案）及び（案）における部会での意見と、その意見に対する区役所の対応等について報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、素案に対する意見といたしまして、前回、第2回地域保健福祉部会において、今、丹葉課長もおっしゃいましたけども、「専門用語が多く、資料が難しい」「高齢者が支援される側として取り扱われることが多いが、元気な高齢者も多く、担い手としての視点も必要である」、また、「構成員の高齢化が進む中、5年、あるいは10年先を考えた地域団体への支援策が必要ではないか」という意見がありました。

専門用語が多く難しい、資料が難しいといったことにつきましては、本日、添付

されておりませんが、用語解説集を配付するなどの工夫が行われるとのことでした。

また、高齢者の担い手としての視点や地域団体への支援策が必要ではないかとの意見につきましては、資料の２－１、鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）の21ページ及び22ページに反映されておりますので、ご一読いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に、（案）に対する意見につきましては報告をさせていただきますので、お手元の資料２をご用意ください。

それでは、まず一つ目、「まちづくりへの参画について」ですが、地域保健福祉ビジョンの目標の一つには、気にかける・つながる・支え合う地域づくりを挙げられているが、そういった地域づくりの形成には、地域振興会などによる関与が不可欠ではないかという意見に対しまして、区役所の考え方といたしましては、地域福祉活動の推進には、各種団体が協働した上で、地域の福祉活動に継続的に取り組むことが必要不可欠である。そのため、各地域における地域福祉活動に取り組むことができる仕組みづくりを進めていきます。また、それを推進するに当たっての自治会、町内会の果たす役割は非常に重要であると考えております。

それから、２番目に「ケアラーの支援について」ですが、今後、取り組むべき課題では、今回、新たにケアラーの早期発見など設定されているが、ヤングケアラーではなく、あえてケアラーと記載されている。ヤングケアラーとケアラーを同一視することには疑問が残るという意見があったんですけども、それに対して、区役所では、18歳以上のケアラーであっても、家族等から頼りにされた結果、自分らしい生活が送れないなどといった事態になることは避けなければならないため、ヤングケアラーと同様、支援が必要であると考えているとのことでした。

資料２の報告は以上です、議長。

○綿世議長 ありがとうございました。

続きまして、今度は事務局から、再度、説明をお願いします。

○丹葉保健福祉課長 引き続き、保健福祉課長の丹葉でございます。

先ほど、説明しました鶴見区の地域保健福祉ビジョン（案）につきまして、冒頭、区長の挨拶にもありましたように、パブリック・コメントを実施いたしましたので、その中でいただいた意見についてもご紹介したいと思います。

皆様、資料の２－３をご覧くださいませでしょうか。

鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）に係るパブリック・コメントにお寄せいただいた意見の趣旨と本市の考え方でございます。よろしいでしょうか。

こちらのほうにつきましては、資料の見方としましては、いただいた意見、全体で２通、七つの意見をいただいております、意見をそれぞれ番号で表記しており、このビジョン（案）のどこのことに対していただいた意見かというのが分かるように該当箇所を書いております。左から、いただいた意見、趣旨ということで、まとめたものを書いておりますことと、それに対しての本市の考え方を一番右端に書いております。

順番にご紹介させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、一つ目の意見としまして、全体を通して言えることだということでございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえたというところで、３月18日にマスクの着用が緩和されるが、いつまで新型コロナウイルス感染症の文言を使用するか、感染症拡大など、他の文言に変更すべきではないかというご意見をいただきまして、それに対する本市の考え方でございます。

ご指摘にありますように、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が大幅に緩和される場所ですが、一方で、持病のある方や高齢者については、新型コロナウイルスにかかわらず感染リスクが高いことに変わりはありません。

このため、感染症対策一般を示す表記として、「感染症拡大防止を踏まえた」に改めてまいりたいと思います。今の（案）も、もう既に「感染症拡大防止を踏まえた」という形に変更させていただいているところでございます。

続きまして、二つ目の意見、2章の10ページのところに対する意見ですけれども、新たな担い手の確保・育成とあるが、具体的にどのような方法を検討されているのか。また、新たな担い手の確保の必要性は、今後、5年間で取り組む課題以前から課題となっていると思われるが、前計画の間に、どのような取り組みが行われ、成果があったのか記載してもらいたいというご意見がございます。

これに対する本市の考え方ですが、前計画期間の取り組みにつきましては、本編10ページの5年間の取組内容に簡潔に記載しているところでございます。

なお、その住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業におけるまちの支えあい活動、通称あいまちでは、登録会員に対する地域活動に関する意識調査を実施しております。その調査で得た地域活動に関心がある方が相当程度存在することを地域にお示しした上で、そうした層への情報発信に努めてきたところですが、なかなか裾野が広がらない現状がございます。

今後の具体的な取り組みにつきましては、21ページに記載しておりますように、これまで積極的に関わってこなかった人も含め、様々な人が地域活動に参画できるよう広報活動を充実させ、新たな担い手の拡大につなげることや、ICTを活用するなどし、高齢者や障がい者が共に活動できる環境づくりや、22ページに記載しておりますとおり、産学連携により鶴見区に在住・在学の学生等、新たな担い手に地域福祉活動に参加してもらう仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ページ変わりをしまして、3番のご意見でございます。子どもの居場所やフードドライブなど、様々な活動が広がっているのは実感できるが、その場しのぎであり、就労支援をより充実させる必要があると思うので、積極的に取り組んでもらいたいというご意見です。

それに対する、本市の考え方としましては、生活困窮者及び複合的な課題を抱えた人や世帯が抱える課題を広く受け止め、生活困窮者自立支援制度を活用した総合就職サポート事業や就労チャレンジ事業など、事業がより実効性のあるものとなるよう相

談支援機関と連携し、さらなる制度周知に取り組んでまいります。

また、いただいたご意見につきましては、今後、取組みを進めていく際の参考とさせていただきますと考えております。

続きまして、四つ目のご意見です。これも11ページのところにいただいた意見でございます。

同意をした方の要援護者名簿を個別避難計画の作成に使用されるのか。また、同意した方のその情報提供は、協定団体の使途に限られると理解しているが、問題ないのかというご意見に対しまして、本市の考え方としまして、区役所ではこれまで日頃の見守りや災害発生時の安否確認を希望する方に対して、見守り事業を提供していますが、現在、その中で同意をいただいた方にのみ、個別避難計画の作成の意向確認を改めて行っているところでございます。

見守り事業での情報は、災害時の支援や支援準備に活用することに同意をいただいております。見守り事業の情報も参考に避難支援のために必要な質問を行い、個別避難計画を作成しているところでございます。

作成した個別避難計画書の情報は、今後、区役所と個人情報に関する取扱いの協定を結んだ地域活動協議会に提供し、適切に管理してまいりますということでございます。

それから次、五つ目のご意見です。それは、ちょっとページが飛びまして、第4章の21ページにいただいたご意見でございます。

各項目で基本目標を設けておられるが、前期間にも目標数値があったのでしょうか。あったのであれば、前期間の数値を比較として掲載してもらえればと思います。また、ないのであれば、今回の目標数値はどのように計測される予定ですか。地域役員やボランティアさんなど、行政と関わりを持ちやすい方へのアンケートなどでは、正確な数値が計測できないと思うので、評価の方法も記載いただけると分かりやすいし、現実味があると思います、というご意見に対しまして、本市の考え方としまして、前計

画では、計画期間の最終年度に向けての目標数値は掲げていませんでしたが、基本目標 1 に係る指標については、単年度の目標として区運営方針に掲げ、取り組んでまいりました。本計画ではこれまでの実績を踏まえ、区運営方針、単年度で目標を引き続き設定するとともに、中期的な目標値を本計画で定めています。

また、基本目標 2 に係る指標については本計画で新たに設定した目標でございます。今回の計画の目標数値の測定は区民アンケート、これは無作為に行うものですが、区民アンケートにより、区民の意見を広くお聞きする予定としております。

次、六つ目のご意見です。こちら 21 ページに対するご意見で、景気も落ち込む中、福祉を住民主体に期待されても限界があるかと思えます。少しでも収入をと思う人も多いのではないかと考えると、そろそろ無償での活動に無理が出てきている部分もあると思います。なので「あいまち」はよい制度だと思いますし、もっと広めたらいいと思います。

「あいまち」が好評だとの話は聞いたことがありますが、もっと広めるためには「お金を出して登録したのに、私が元を取れるだけの紹介があるの？」という実際に言葉では言いにくい不安を解消する必要があるのではないかと思います。「善意なのに元を取るとかあさましい」と感じさせないアナウンスが必要だと思います。

ページが変わります。

最低賃金に満たない善意の活動に、わざわざお金を出して登録してもらうためには、元を取れるだけの保障は必要ではないかと思います。登録したら必ず派遣されるのであれば、それを広報したらいいと思いますし、登録しても必ず派遣されることでもないのであれば、初回登録料は区が補助するなど、無償にすることも検討してみてもどうかと思いました。

合う合わないが分からない、続けられるかどうか分からない。試しにでもいいならやってみたい。やってみたらよかった。続けてやりたい。担い手問題は何年も何年も解決していない問題なので、あいまち説明会に参加の人は初回登録無料にするなど、

思い切った方法もぜひ検討してみてはどうかと思いましたというご意見をいただきました。

これに対する本市の考え方でございます。「まちの支えあい活動」（通称：あいまち）とは、「ちょっと困ったな、助けてほしいな」の声に、地域住民同士が気軽に支え合える有償の活動となっております。営利を目的とせず、利用者の気持ちの負担軽減や感謝の思いを謝礼金のやり取りで表しています。地域住民が年会費を払って会員登録することで、助け合い活動を行うことも、依頼をして支援を受けることもできる相互援助活動であり、一方的に「助けてあげる」、「助けてもらう」のではなく、「自分のできることで相互に支え合う」仕組みとなっております。

なお、年会費は、活動中の万一の事故に備えて加入する保険料と、会員が自由に参加できる研修会・交流会の経費に充てております。

近年はコロナ禍の影響もあり、本制度の利用が差し控えられる状況にありました。行動制限緩和後の状況を勘案しながら、利用促進に向けた取組みを進めてまいります。

続いて、七つ目のご意見、これはまた全体を通してのご意見でございます。

スローガンばかりで、具体的な内容がないので意見しにくいです。用事がないときは区役所に行かないのと同じで、なかなか難しいとは思いますが、世間で言う同一労働同一賃金が地域には一切関係ない中で、地活協が行政の補完業務、準行政を担うには、やはり無理があると思います。何かよい方法を、市又は区で考えてほしいと思います。

中間的な計画として、課題解決に向けた取組みの方向性を示すものであるとご理解ください。地域社会の抱える課題の解決に当たっては、「自助－共助－公助」の役割があるように、行政が責任を持って取り組む事業の一方で、地域が主体となって取り組むべき課題については、地域活動協議会が中心となり実施いただいています。

そうしたことから、地域活動協議会へは特別な財政的支援として、「大阪市鶴見区地域活動協議会補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助対象経費の75%以内

の額を補助しています。地域活動協議会も創設から10年を経過しており、運営に当たって、これまでの現状や課題を踏まえて市としても振り返りを行っていくこととしております。

長くなりましたが、パブリック・コメント等に対する本市の考えについては、以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○綿世議長 ありがとうございます。ただいま、事務局と桑名部会長から、それぞれ報告がありましたが、何かご意見ございますか。

ないようですので、この地域保健福祉ビジョン（案）については、皆様に確認いただきました。本ビジョンを策定・公表した後には、これまでの議論も踏まえ、取組みを進めていただけるかと思います。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

3つめの議題です。鶴見区将来ビジョン（案）について、これは以前に開催されました第2回、第3回の部会におきまして、鶴見区将来ビジョン（素案）と鶴見区将来ビジョン（案）を事務局から説明していただき、それに対する意見などを各委員からいただいております。

その意見と区役所が考える対応等につきまして、先ほど桑名部会長から説明があったように、一つの資料にまとめていただいておりますので、その資料3に基づき、改めて地域保健福祉部会、こども教育部会の各部会長から、それぞれご報告をいただきます。なお、防災・防犯担当部会では、特に意見がなかったので、報告はございません。部会長からの報告後、事務局からご説明をいただき、最後にまとめて皆さんと意見交換したいと思います。

それでは、地域保健福祉部会の桑名部会長、報告をお願いいたします。

○桑名部会長 続きまして、説明いたします。

鶴見区将来ビジョン（案）における部会での意見について、区役所の意見と合わせて説明させていただきます。

これは3件ありました。お手元の資料3をご覧ください。

まず、一つ目、SDGsの推進についてですが、SDGsには、17の目標があるが、その17の目標すべてにつながる取組みを行う必要はないのかという意見がありました。

それに対して区役所では、当面は既に実施している事業を推進することによって、17すべてではなく、幾つかの目標の達成をめざすこととし、区民へのSDGsの浸透を図るため周知、啓発活動に注力してまいります。その結果として、あらゆる関係者に認知される、自分事化していただけるようになり、17すべての目標につながるものと考えているということです。

二つ目の町内への加入についてですが、これらの施策の推進には地域活動協議会の参画が不可欠であり、減少傾向にある地域振興町会加入者を増やす対策が必要である。また、そういった課題に対する区役所の協力がより一層求められるという意見がありました。

それに対して、区役所では、まず、関係施策の推進には、地域活動協議会の協力は必要不可欠と考えています。地域活動協議会の中心的な役割を担っているのは、連合振興町会であり、それらの施策を推進するに当たっては、自治会、町内会の果たす役割は非常に重要であると考えています。

また、この間、区役所では町会加入促進支援の取組みとして、「広報つるみ」での周知や町会加入促進リーフレットの作成などをしており、引き続き、加入につながるように働き掛けを進め、地域コミュニティの活性化を図っていきますということです。

続いて2ページを見てください。

避難所開設運営訓練についてですが、区内小学校や中学校を活用とした区全体の避難所開設運営訓練の実施を検討していただきたいという意見です。

それに対して区役所では、令和4年度に開催した地域防災連絡会にて、中学校を活用した訓練等について協議したところ、一律に区の取扱いを決めることは困難との判断に至りました。まずは、中学校ごとに詳細を決めた上で、中学校での避難所開設運

営訓練の実施について、関係地域宛てに提案したいと考えております。鶴見区全体での避難所開設訓練は、行動制限緩和後の状況を勘案しながら、時機をみて地域防災連絡会等へ意見を求めていきたいと考えているということです。

以上です。

○綿世議長 どうも、ありがとうございました。続きまして、こども教育部会、鎮西部会長から報告願います。

○鎮西（均）部会長 こども教育部会の鎮西です。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、資料3を見ていただきたいと思います。

内容は四つございます。内容も多いので少し要約しながらお話をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、1番目、評価に対する改善内容について、この5年間、2018年から2022年の振り返りと、今後の5年間の2023年から2027年へのつながりが不十分であり、見せ方などに工夫が必要であるとのご意見がございました。

それに対しまして、区役所の対応や考え方では、ご指摘のとおりということで、それぞれに修正を加えて、この5年間と今後の5年間が連動する内容となるように工夫しましたと報告を受けております。よろしくお願いいたします。

それでは次、2番目です。委員に意見を求める視点についてですが、将来ビジョンは今後の取組みを行う中での大きな枠組みであることは理解できるが、こういった視点にて意見をすればよいのかとの意見がございました。

それに対しまして、区役所では、将来ビジョンは5年間の中期計画であることから、取組みレベルではなく、その上位概念である施策やそれを包含する施策展開の方向性等に関して、大所高所の視点にてご意見をいただければよいと考えておりますということです。

続きまして三つ目ですが、統計データについて、鶴見区の概要として特徴的な統計データを掲載されているが、そういった特性や課題などが将来ビジョンの各項目へ具

体的に反映されていないように思われるとの意見がございました。

それに対しまして区役所からは、鶴見区の概要では、課題分析の前提として、まずは区の現状や特性を示す必要がある。そのために人口などの基礎的な統計データを掲載しております。課題などについては、将来ビジョンではなく、担当部署にて個別に設定することとなっておりますとの回答がございました。

4 ページ目です。その四つ目は、同じ内容になりますが、統計データについて。

統計データでは、24区の中でも最も高い又は多いといった項目を掲載されていますが、いずれも相対的に良好な結果ばかりであり、24区と比べて劣っている項目を掲載した上で、改善に向けた目標を設定してはどうかというご意見がございました。

それに対しまして、区役所では、区の状況や特性を示すため、国勢調査の結果を掲載しています。順位付けは機械的に行っており、たまたま相対的に良好な感が出ているかもしれません。24区と比べて相対的に優劣を付けるのが目的ではなく、あくまで当区の状況や特性を示す例として用いており、課題を抽出した上で、改善に向けた各種取組みを進めていくのは当然のことと考えておりますと回答をいただいております。

この四つですね、以上でございます。よろしくお願いします。

○綿世議長 ありがとうございました。

続きまして事務局から説明を願います、よろしくお願いします。

○貴田政策推進担当課長 改めまして、政策推進担当の貴田でございます。

私からは、議題3、鶴見区将来ビジョン（案）についてご説明いたします。

まず、この議題に関する私からの説明趣旨についてですが、先ほど桑名部会長、鎮西部会長からご報告いただきましたとおり、鶴見区将来ビジョンにつきましては、ビジョンの方向性、素案、案と3回にわたって各部会にてご説明等をさせていただき、委員の皆様から多くのご意見等を賜りました。この区政会議以外の場におきましても、鶴見区将来ビジョンに関するご意見をいただきました。

また、先ほどの地域保健福祉ビジョンと同様に、2月13日から1か月間、パブリッ

ク・コメントを実施いたしました。私からは、そのパブリック・コメントなどで寄せられたご意見と、その意見に対する本市の考え方をご報告いたします。

机上配付させていただいております水色のラベルを貼っているクリアファイルに挟んでおります、横向きの資料３－１と３－２をご用意ください。資料３－１をベースにご説明させていただきますが、時々、資料３－２もご確認いただきますので、３－１、３－２を並べていただけますと有り難く思います。

まずは、資料３－１をご覧ください。

今回、13件のご意見がありましたので、順番にご説明させていただきます。

まず、１ページ目、ナンバー１のご意見では、現行の将来ヴィジョンでは「ヴィ」の表記としていましたが、今回からビジョンの「ビ」と表記内容が変更しましたが、その理由は何ですかというものです。

それに対する本市の考え方は、将来ビジョンなどと同様の中期計画については、他区並びに他の地方公共団体でも一般的には「ビジョン」、「ビ」の表記が多いことがまず一つ。また、パソコンなどで検索サイトに入力する際にも、「ビ」としたほうがヒットしやすいという便宜も踏まえ、他の例にならうほうが好ましいことから、「ビ」のビジョンといたしました。

続いて、ナンバー２のご意見ですけれども、ご確認いただく前に、資料３－２の２ページ目をご覧ください。資料３－２、２ページ目では、はじめにということで、大きく分けて四つの内容を記載しており、その四つ目の一番下の四角をご覧ください。

これからの５年間では、これまでのめざすべき将来像に、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」というキーワードを新たに付け加えたうえで、その実現に向けた持続的かつ安定的な施策を推し進めます、としております。

資料の３－１に戻っていただいて、ナンバー２のご意見をご覧ください。先ほどの「これからの５年」に続く記載内容について、主語が未記載である、実施主体は誰かというご意見をいただきました。

それに対する本市の考え方は、主語は区長、実施主体は区役所になります。ただし、各種施策・事業を展開していく上では、地域の皆様や企業、NPOなどの協力が不可欠ですので、そういった人たちとも連携をしながら、個性ある地域づくりをめざしていきますとしています。

続いて、ナンバー3のご意見では、区長は教育委員会事務局区担当教育次長も兼務しています。そのため、教育基本法などの政策を把握した上で取組みを推進してほしいということ。また、安全性が確立していない食材を使用して作られた給食を出さないでほしいというご意見でした。

それに対する本市の考え方は、学校など関係機関と連携を図り、ニーズ等を把握しながら教育施策を積極的に推進してまいります。また、学校給食に関するご意見は、教育委員会に情報提供させていただきますとしています。

続いて、3-1を確認していく前に、資料3-2、6ページ目をご覧ください。

資料3-2、6ページ目では、3として、この5年間の振り返りと題し、現行の区の将来ビジョンを構成する四つの柱並びに施策展開の方向性、施策を記載しております。ここでは、この5年間の振り返りとして、まず現行ビジョンの内容を紹介するため、冒頭ページに現行の区将来ビジョンの内容をそのまま転載し、後述で振り返る構成としています。

再度、3-1のほうにお戻りください。

ページをめくっていただきまして、2ページ目のナンバー4の意見になります。

ナンバー4の意見としまして、この5年間の振り返りでは、過去形の表現にしてはどうかというご意見をいただきました。

それに対する本市の考え方は、先ほど説明したとおりの構成であると明示しております。

続いて、ナンバー5のご意見をご覧ください。学校教育支援の取組みでは、具体的に何をどうするのかというものです。意見として、今後はどうするのかといった意味

にも取れますが、意見があった該当ページは振り返りに当たるページであることから、学校教育支援の取組みでは、具体的に何をどうしていたのかと読み替えております。

そのご意見に対する本市の考え方では、現計画での取組みでは、校長会や教頭会への参画などにより、課題やニーズの把握に努め、学校個別のニーズに対応できるような各種事業を実施し、学校支援に取り組んできましたとしております。

続いて、ナンバー6のご意見をご覧ください。柱1「つながる・支えあう」の施策では、「お互いに配慮し」とありますが、多様性政策の「個人の権利」が強すぎるのでバランスが悪いと感じますというものです。

柱1「つながる・支えあう」の施策を確認いただくため、資料3-2、18ページ目をご覧ください。

18ページ、柱一つ目、「つながる・支えあう」では、施策展開の方向性を二つ設定し、施策も同様に二つ設定しております。その施策の一つ目をご覧ください。人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、「気にかける、つながる、支え合う地域づくり」を進めますとしております。

今回のご意見では、その「お互いに配慮し」に関して、多様性政策の個人の権利が強すぎるので、バランスが悪いと感じますといったものです。

再度、3-1の2ページ目のナンバー6のご意見をご覧ください。

そのご意見に対する本市の考え方では、柱1の施策は個人が尊厳を持って生活するためには、一人ひとりが存在を認め合い、互いに配慮し、支え合うことが必要であると考えていますとしています。

続きまして、その下のナンバー7のご意見をご覧ください。柱4「聴く、伝える」の施策展開の方向性では、区民ニーズの把握とあります。将来ビジョンの適応期間である2023年から2027年には把握するのみで、把握後の対応は2028年度以降ということですかというものです。

そのご意見に対する本市の考え方は、把握する以外にも、把握したニーズを関係課等と共有した上で、既存事業等の改善に活かし、課題解消に向けた各種取組みを進めていきたいと考えていますとしています。

続きまして、３－１を確認していく前に、資料３－２の19ページ目をご覧ください。

資料３－２、19ページ目では、これからの５年間の施策展開の方向性と施策を示すことを主題としています。そのため、上段に施策展開の方向性、下段にその方向性を踏まえた施策を示し、左側にそろえています。参考としまして、右側にこれまでの５年間の施策展開の方向性を示す構成としています。

再度、３－１に戻っていただきまして、ページをめくって３ページ目をご覧ください。

３ページ目、ナンバー８のご意見として、これからの５年間とこれまでの５年間の矢印の向きについて、左向きには違和感があるというご意見をいただきました。

それに対する本市の考え方は、先ほどご説明したとおりの構成である旨、明示しております。

続いて、ナンバー９のご意見をご覧ください。ナンバー９のご意見の中に五つのご意見がありましたので、順番に確認させていただきます。

まず、一つ目のご意見、地活協において、行事を開催した際の経費について、補助金で全て賄うことができないため、このままでは縮小や廃止を懸念するというものです。

それに対する本市の考え方は、行政が責任を持って取り組む事業の一方で、地域が主体となって取り組むべき課題については、地活協が中心となり実施していただいています。そうしたことから、地活協へは特別な財政的支援として、当区が定める要綱に基づき、予算の範囲内で補助対象経費の75%以内の額を補助していますとしています。

続いて、その下の二つ目のご意見をご覧ください。社会的ビジネスとして、「区広

「報紙配布事業」を地活協に委託し、地活協の自主財源の確保にできないのかというものです。

それに対する本市の考え方は、広報紙配布事業を地活協へ委託している区もあります。一方、当区では、平成28年に社会的ビジネス化委託事業として「広報つるみ配布事業」を募集しましたが、残念ながら応募がございませんでした。広報紙配布事業につきましては、限られた期間内で区内にくまなく配布を行うことを目的としており、区内全域を一括して業務委託し、スケールメリットによりコストの抑制を図っております。

では、ページをめくっていただきまして、4ページ目をご覧ください。

ナンバー9の三つ目のご意見です。学校体育施設開放事業のように地活協が実施している事業のいずれかを、委託事業とすることはできないのかというご意見です。

それに対する本市の考え方は、現在、各地域が抱える課題は多種・多様化している中で、地域が行うべき活動については、主体的に各地活協において様々な取組みを実施していただいています。地活協事業の委託事業化についてですが、本市が定める補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて、市が主体となって行うべき代替としての性質を有している場合は、委託へ切り替えることを検討すべきとなっていることから、地活協実施事業の一部を委託事業として対応することは難しいと考えています。

続いてその下、四つ目のご意見をご覧ください。まちづくりセンターの必要性の整理を行い、廃止・縮小した場合の予算を地活協補助金に配分できないかというものです。

それに対する本市の考え方は、自律的な地域運営が着実に進んでいる一方で、会計支援や運営といった必要な手続等に関する支援が必要な地域が存在するなど、地域の自律についても差異が存在します。引き続き、個々の地域の状況に応じた支援を進めていくこととしています、としています。

ナンバー9の最後、五つ目のご意見です。地活協が解散した場合はどのようなになる

のかというご意見です。

それに対する本市の考え方は、地域として行うべき活動に対する財政的支援としての活動費補助が、本市では地活協に対する補助のみとなっているので、こうした補助金の適用がなくなりますとしています。

3－1、1ページめくっていただきまして、5ページ目をご覧ください。

ナンバー10のご意見です。SDGsには17の目標があるが、その17つの目標全てにつながる取組みを行うのかというものです。こちらは、先ほど桑名部会長から報告があった内容と同一のものになります。そのため、本市の考え方も先ほど報告があった内容と同一であるため、ここでの説明は省略させていただきます。

続いて、ナンバー11のご意見をご覧ください。「誰一人取り残さない」をめざすに当たって、成果指標の把握としての区民アンケートをどのように実施するのかというものです。

それに対する本市の考え方は、区民アンケートは18歳以上の区民の中から無作為に抽出した方を対象に行うものです。令和4年度実施分は2,000件のアンケート調査となっています。

続いて、ナンバー12のご意見をご覧ください。全体的にスローガンばかりで、具体性がないため意見しづらいというものです。

それに対する本市の考え方は、区将来ビジョンは中期的な計画として課題解決に向けた取組みの方向性を示したものであり、単年度ごとに個々具体的に行うものとして、区運営方針を策定し、取り組んでいますとしています。

続いて、最後の意見になります。ナンバー13のご意見をご覧ください。五つの柱のうち、二つ目の柱の「備える」では、施策などに特殊詐欺が入らないのはなぜかというものです。

それに対する本市の考え方は、近年、特殊詐欺による被害が増加しており、被害防止に係る取組みは重要であり、継続的に啓発を行うことが必要なため、「区将来ビジ

ョン2023～2027（案）」に明記いたしますとしています。

資料３－１、ページをめくっていただきまして、６ページ目をご覧ください。

先ほどのナンバー13のご意見を反映する前と反映した後の資料になります。

柱２「備える」では、施策展開の方向性を二つ設定しています。下側の修正後と書かれているものの施策展開の二つ目、街頭犯罪等や交通事故の少ないまちづくりということで、「等や」を追記させていただいています。

続いて、その横に記載している施策の二つ目、修正後は、鶴見区を安全なまちにするため、地域、関係機関、事業所等と連携し街頭犯罪の抑止や特殊詐欺被害の防止等に取り組みますと、「特殊詐欺被害等の防止等」といった内容を追記しています。

この内容につきましては、先ほどの資料３－２、鶴見区将来ビジョンの（案）の中の18ページ、20ページ、24ページも同じように修正しておりますので、後ほどご確認ください。

議題３に関するパブリック・コメント等にお寄せいただいたご意見の要旨と本市の考え方に関する報告は以上になります。

○綿世議長 ありがとうございます。

ただいま、桑名部会長、鎮西部会長からの報告、また事務局から説明がありましたが、何か意見ございますか、皆さんから。ないようですね。

この将来ビジョン（案）につきましては、皆さんに改めてご確認ください。

こちらのビジョンにつきましても、策定・公表した後には、これまでの議論も踏まえまして、取組みを進めていただければと思います。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

議題４の令和５年度鶴見区運営方針（案）について、こちらも以前に開催されました第２回、第３回の各部会において、素案と案を事務局から説明いただいた後、各委員からご意見などを受けております。その意見と区役所が考えられた対応等につきまして、先ほど同様、一つの資料にまとめてもらっておりますので、その資料に基づき

まして、資料は4ですね。改めて、地域保健福祉部会、こども教育部会、防災・防犯部会の各部会長からそれぞれ報告いただきます。その後、事務局から補足説明いただき、最後にまとめて、皆さんと意見交換したいと思います。

それでは、地域保健福祉部会、桑名部会長から報告願います。

○桑名部会長 はい、よろしく。

この部会では、1点だけ意見がありましたので、ご報告させていただきます。

資料4ですね、地域保健福祉部会、百歳体操についてというところですが、以前は実施場所である集会所等に体力測定等をしてくれる方に来ていただいていたが、最近では来ていただけないと聞いた。支援内容に変更があったのかという意見に対して、区役所の考え方では、支援内容に特段の変更はないようです。いきいき百歳体操については、新規立ち上げグループや継続実施グループに対して、リハビリテーション職の専門家を派遣していましたが、近年はコロナウイルス感染症拡大の影響により、取組みを中止されているグループもあったため、同グループへの派遣は中止しています。

まずは各地域における再開等の状況を確認した上で、継続実施しているグループにはこれまでどおり専門職を派遣し、支援を実施していきましますということです。

以上です。

○綿世議長 ありがとうございます。

続きまして、こども教育部会の鎮西部会長から報告願います。

○鎮西（均）部会長 こども教育部会の報告をいたします。

こども教育部会では、活発な意見がございまして、9件も意見がございました。その意見を要約しながら、報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2ページ目、一つ目ですね。虐待事案に係る予防策についてということで、重大な虐待に至る手前にて予防策を講じることが必要である、こういったご意見がございました。

それに対しまして、区役所では、ご指摘のとおり、重大な児童虐待の発生を未然に防ぐためには、子育てに不安を感じたり軽微な虐待が発生した時点で、速やかに把握し、適切な支援につなげることが重要と考えております。そのため、従前から実施している取組みにより、引き続き、児童虐待防止に努めてまいりますとのことです。

続きまして二つ目ですね。子育てサロンへの支援についてということで、子育てサロンではコロナウイルス感染症のため、開設している地域が少なくなっており、開設に向けた支援策を何か検討されていますかとのご意見がございました。

それに対しまして、区役所では、子育てサロンごとの最近の定員数を鶴見区主任児童委員連絡会などで共有するとともに、子ども・子育てプラザの職員が各地域に出向いた上で、子育てサロン再開に向けた助言などを行っている。こういう形で支援をしているというように回答しております。

次、三つ目ですね。思春期特有の課題への対応についてということで、思春期の子どもやその保護者へのアプローチも重要なのではないのでしょうかというご意見がございました。

これに対しまして区役所のほうでは、区のPTAと共催で企画するセミナーなどがありますが、そういったものや生涯学習事業として実施している幾つかのテーマを検討する中で、その素材の一つとして取り上げていきたいと回答しております。

続きまして、四つ目ですが、実績値を高める方策についてということで、成果指標の測定に当たって、アンケートの回答者は本市職員の校長や教頭であるが、実績値を100%にすることも十分可能である。そのため、実績値を100%にするにはどのようなことをする必要があるのかを検討すべきであるというような意見が出たところがございます。

それに対しまして、区役所のほうでは、校長会や教頭会、教育行政連絡会等の場を通じて、引き続き意見交換をした上で、ニーズを把握し、そのニーズを踏まえてより学校に活用していただく事業を推進していきたいということでございます。

続きまして、ページをめくり、生涯学習ルームの使用について、ナンバー５にございます。生涯学習ルーム事業は小学校内において実施しているが、現在、学校の意向により実施できていないところもあるようです。そういった学校に対して、区役所から使用できるように依頼をしてもらえないでしょうかといった意見がございました。

これに対しまして、区役所では、まず施設の使用に当たっては、校長の許可が必要です。生涯学習ルームの再開や実施に当たり、学校側の意向により困っているようなことがあれば、学校側にヒアリングなどを行った上で、可能な範囲で協力をさせていただくつもりであり、今後も似たような相談があった場合には適切に対応してまいりますという回答を受けております。

次、六つ目ですね。効果的な情報発信媒体についての意見がございまして、SNSによる区政情報の発信について、フェイスブックよりもインスタグラムのほうが効果的であると思われるのご意見がございました。それを活用していったらどうでしょうかということですね。

それに対しまして、区役所では、総務省の報告では確かにフェイスブックよりもインスタグラムのほうが利用頻度が高いというような結果が出ております。そのため、媒体の特性や長所・短所を不断に研究・検討し、適切と判断されるものの活用を進めてまいりますとの回答がございました。

次、続きまして七つ目ですね。小学生を対象とした事業についてという中で、小学生向けSDGsの周知に関する取組みでは、ポスターコンクールを実施するというようなことがあります。その際に、例えば学校ごとに競わせるといったことを組み込まれてはどうでしょうかというような意見です。

それに対しまして区役所では、小学生が作成したポスターを学校の先生に審査していただき、学校長賞を設けるなど、子どもたちが楽しんでSDGsを学べるよう、工夫していきたいというような回答をいただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、４ページ目になります。

8 番目ですね。鶴見緑地内施設の開門時間の質問についてですが、鶴見緑地内にあ
る山のエリアの開門時間を早めてもらえないでしょうかといったような意見でございま
す。

これについて、区役所では、鶴見緑地を管理している鶴見緑地パークセンターへ確
認をしたところ、山のエリアの本来の開門時間は 9 時とのことです。運用によって既
に本来の開門時間よりも早めている状態です。際限なく開門時間を早めることは困難
との回答があったようでございます。

また、ご意見については、所管局である建設局とも共有していますということでご
ざいます。

最後ですね、九つ目ですね。子どもたちが体験できる S D G s の取組みへの支援事
業についてという項目について、意見としましては、鶴見緑地で実施している米作り
の体験などは、子どもたちが参加申込みするには難易度が少し高いのではないかと
のため、より身近なところで、ごみ拾いなどの環境に触れる体験といった取組みも興
味深いのではないかと、そういう意見がございました。

それに対しまして、区役所からは、鶴見緑地で実施している米作りなどは、環境局
のなにわ E C O スクエアというところが実施しております。現在、区役所では子ども
たちを対象にした取組みは行っておりませんが、関係機関と連携しながら、今後、ど
のようなことができるのかを考えていきたいと回答されております。

こども教育部会からの報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○綿世議長 ありがとうございました。

続きまして、防災・防犯部会の島崎部会長から報告願います。

○島崎部会長 防災・防犯部会の島崎です。よろしくお願いいたします。

引き続き、資料 4 を基に、防災・防犯部会の意見とその意見に対する区役所の対応
等についてご報告させていただきます。

5 ページ目をご覧ください。7 分の 5 ですね、よろしいでしょうか。

防災・防犯部会では、6件の意見がありましたので、順番にご報告いたします。

まず、一つ目、成果指標の設定についてですが、運営方針の経営課題2のうち、成果指標（単年度）の一つでは、地域が行う訓練の参加者で役立ったと回答した区民の割合と設定しているが、毎回同じ訓練をしていることから、役に立ったではなく、より難易度の高い指標を設定すべきではないかとの意見がございました。

それに対する区役所の対応や考え方等では、地域での避難訓練については、基礎的な訓練を繰り返しています。その理由としては、区民がスムーズに初動対応できるようになるまで、反復訓練を行うことに意義があると考えているからです。結果、成果指標については変更せず現行どおりとするが、防災に関する新しい記事や技術の習得については、区政会議や広報紙などを活用して、周知していきますとのことです。反復訓練が大事だということです。

続いて、二つ目、防災に係る広報についてですが、区広報紙にて防災リーダーに関する特集号を組んでいただけると、区民の防災に対する関心が高まるのではないかと意見がございました。

それに対して区役所では、地域防災リーダーの新たな担い手の確保のためには、効果的な広報活動が重要であると考えています。区広報紙に掲載している特集記事の中で、防災に対する関心が高まるよう工夫していきますとのことです。

続いて、6ページ目、7分の6をご覧ください。

三つ目、防犯カメラの取扱いについてですが、防犯カメラの取替えについて、取り替えた防犯カメラの管理は区役所にて行っているが、警察とは連携されているのか。また、地域にて管理している防犯カメラもあるが、警察から防犯カメラの映像の提供を求められた場合、どのように判断すればよいのかとの意見がございました。

それに対して区役所では、連携については、鶴見警察等から捜査事項照会として、防犯カメラの映像の提供を求められるときがあり、防犯面で連携を図っています。

また、区役所設置分を含め、地域にて設置された防犯カメラも、区役所が一括して

管理していますので、警察から地域に対して、直接防犯カメラの画像の閲覧申請があった場合は地域で対応せず、区役所へ相談していただきたい旨、説明いただきますようお願いいたします。

これは公的設置の防犯カメラということで、コンビニであるとか、マンションの管理組合が設置した防犯カメラは個別対応で、これとはまた別です。

続いて四つ目、自転車マナーについてですが、多くの方は自転車運転に係る基本的なルールを理解していないと思われることから、基礎的な内容を講習として行ってみてはどうかとの意見がございました。

それに対して区役所では、令和5年度の交通安全講習においては、自転車運転の五つの基本的なルールを示した「自転車安全利用五則」の内容を反映した講習を行うこととしますとのことです。

続いて、7ページ目をご覧ください。

五つ目、区民アンケートについてですが、区民アンケートの回答率が50%程度であるならば、アンケート対象者数を現在の2,000人から増やすことを検討されないかとの意見がございました。先ほどの18歳以上、2,000人ということがありましたが、それに関連してのことです。

それに対して区役所では、アンケート調査の質を確保するためには、一般的に回答者数の多さよりも、回答率の高さのほうが重要視されていることから、対象者数の増加ではなく、回収率の向上に向けた対策を講じていきたいと考えていますとのことです。

続いて、最後になります。

六つ目、区民アンケート結果による分析についてですが、アンケート結果について、年齢又は年代的に分析することによって、課題が浮き彫りになることもあることから、別途、提供いただきたいとの意見がございました。

それに対して区役所では、ご要望のありました資料については、既に配付している

のでご確認いただければと思います。ご指摘のとおり、単純集計結果だけでなく、属性別に集計・分析することによって、新たな課題を把握することができることから、引き続き、区民アンケートの結果の分析に努めてまいりますとのことです。

簡単ではございますが、防災・防犯部会からの報告は以上です。よろしくお願いいたしますします。

○綿世議長 ありがとうございました。

最後に事務局から補足説明あります。事務局、お願いいたします。

○貴田政策推進担当課長 改めまして、政策推進担当の貴田でございます。

区運営方針につきまして、前回の第3回の部会の時点で、皆様に（案）をお示しさせていただきました。ご意見を頂戴いたしまして、先ほど三部会長からご報告があったところでございます。

いただきました意見を踏まえ、運営方針（案）では修正する部分なかったことから、今回、運営方針につきましては、ご用意させていただいていなかったのですが、先ほどの区将来ビジョンの部分につきまして、一部、修正をさせていただきました。4月になりまして、（案）を通して成案になった時点で、各委員の方にお送りさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○綿世議長 どうぞよろしく、ありがとうございます。

今までの各会長からの報告と事務局の説明ですけれども、それに対して何かご意見ございますか。

特にないようですので、次に進みたいと思います。次の議題は、令和5年度鶴見区予算につきまして、説明をお願いいたします。

○高嶋総務課長 皆さん、こんばんは。総務課長の高嶋でございます。

それでは、令和5年度鶴見区予算についてご説明申し上げます。

お手元の資料5をご覧ください。

資料 5、1 ページ目の上段に予算の総額を記載しております。

左側が、区まちづくり推進費、こちらが 3 億 9,425 万 7,000 円でございます。その下に括弧書きで書いております数字は、令和 4 年度、今年度の予算額でございます。

右側が、校長経営戦略支援予算でございます。こちらは、教育委員会事務局が所管している予算でございます、599 万 3,000 円となっております。

その下に、内訳として、各事業の予算額を記載しておりますけれども、令和 5 年度の運営方針（案）におきます経営課題ごとに対する取組みで取りまとめを行っております。

1 ページ目中段上、経営課題 1、だれもが地域で安心して暮らせるまちづくり、こちらの事業予算の合計が 8,767 万 6,000 円でございます。

その下に、各事業とその予算を記載をしております。

なお、事業の左側に※を付けている事業につきましては、令和 5 年度の運営方針に記載をしている事業でございます。

1 ページ目の下のほう、経営課題 2、安全なまちづくり、こちらの合計の予算額が 1,793 万 5,000 円となっております。

続きまして、2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目上段が経営課題 3、子育てやまなびを応援するまちづくり、こちらの事業の合計が 4,934 万円となっております。先ほど申し上げました校長経営戦略支援予算は、こちらの経営課題 3 の中に分類されるものと考えてございます。

中ほど、経営課題 4、まちづくりを支える広報・広聴の充実、こちらの事業予算の合計が 2,567 万 3,000 円となっております。

その下、経営課題 5、環境にやさしいまちづくり、こちらの予算額が 415 万 1,000 円となっております。

最後に、経営課題に属さないものとして、義務的経費といたしまして、例えば、区役所庁舎の設備の維持ですとか、区役所附設会館、区民センターの管理経費、それか

ら住民情報、これは住民票や戸籍など、そういった関係業務の業務委託費を義務的経費としてまとめておりますけれども、こちらの合計額が、2億948万2,000円となっております。

鶴見区の予算の説明については、以上でございます。

○綿世議長 ありがとうございました。 ただいま、令和5年度の鶴見区予算につきましてご説明ありましたが、何かご意見ございますか。

ないようでしたら、それでは次ですね、最後の議題に進みたいと思います。

議題6ですね、区政会議における主な意見の進捗状況についてですけれども、事務局からまた説明お願いいたします。

○貴田政策推進担当課長 再度、政策推進担当の貴田でございます。

では、私からは議題6、区政会議における主な意見の進捗状況についてご報告いたします。

まず、この議題の趣旨についてご説明いたします。

区政会議では、委員の皆様から多くのご意見などを賜っておりますが、そういったご意見に対する区役所としての対応や考え方等について、検討しますと言ったものの、その後の対応について、お示しできていなかったものが幾つかございます。

そのような案件に関しまして、令和元年度以降のご意見を抽出した上で、現時点での区役所の対応や考え方等を一覧にした上で、今回、ご報告させていただくものです。

令和元年度分のご意見が3件、令和2年度分が2件、令和3年度分が11件の計16件となっております。

それでは、事前に送付させていただいております資料6をご覧ください。

ナンバー1をご覧ください。令和元年度時点でのご意見です。避難所開設運営訓練を中学校や高校でも実施してほしい。また、鶴見区全体での避難所開設の訓練も考えてほしいとのご意見がございました。

この内容は、先ほどの議題2、3にて、同種の意見がございました。

それに対する令和４年度時点での進捗状況では、令和４年度に開催した地域防災連絡会において、中学校を活用した訓練等について協議したところ、一律に区の取扱いを決めることは困難との判断に至りました。

まずは、各中学校、高等学校ごとに詳細を決めた上で、中学校等での避難所開設運営の訓練について、関係地域あてに提案したいと考えています。鶴見区全体での避難所開設訓練は、行動制限緩和後の状況を勘案しながら時機をみて、地域防災連絡会等で意見を求めていきたいと考えています。

ページをめくっていただきまして、２ページ目をご覧ください。

ナンバー２のご意見も令和元年度時点のものであります。若い世代にも防災訓練に参加してもらえるよう、広報紙やSNS等でもっとPRしてほしいとのご意見がございました。

それに対する令和４年度時点での進捗状況では、令和４年度もコロナ禍での行動制限は引き続きありましたが、「安全・安心」フェスタを含め、各種取組みを実施し、若い世代を含め、幅広い世代を対象にした防災の重要性を訴える活動の再開をしてみました。

今後は、子どもやその保護者等の参加が期待できる防災学習の内容、例えば、子ども向けの遊びの要素を取り入れた防災に関するゲーム、起震車による地震体験、災害食に係る試食用レシピの提供など、地域へ提案し、若い人の参加者が増えるように働き掛けを進めてまいります。

ページをめくっていただきまして、３ページ目をご覧ください。

ナンバー３のご意見も令和元年度時点のものであります。

ご意見の要旨としましては二つございます。

一つ目は、一時避難所や避難所へ避難方法等の周知方法、二つ目は参加しやすい訓練内容についての内容になります。

それに対する、令和４年度時点での進捗状況では、一つ目、更新できた防災計画は、

区ホームページや紙媒体で情報提供し、市民の方が避難に必要な情報を周知していきます。

二つ目、参加しやすい訓練内容につきましては、先ほどのナンバー 2 の内容と同一となっています。

ページをめくっていただきまして、4 ページ目から 5 ページ目にかけてご覧ください。2 ページにまたがって、ナンバー 4 のご意見となります。

ここからは、令和 2 年度時点のものになります。

ご意見の要旨としましては二つございます。

一つ目は、協力いただける法人等の再設定・追加について、二つ目は、地域の法人等と連携した訓練についてという内容になります。

それに対する、令和 4 年度時点での進捗状況では、一つ目については、「鶴見区災害時地域協力貢献事業所・店舗等登録制度」が創設されてから 10 年以上たつため、今年度時点での協力を得られる分野や、担当者の氏名、連絡先等の情報を更新し、最新化いたしました。

二つ目については、本市危機管理室と協定を締結している企業の区内店舗や、地域との関係強化に努めてまいります。

続いて、その下、5 ページ目のナンバー 5 のご意見です。緑の景観美化と安全確保のため、剪定講習を受けた資格保持区民制度、青パト登録のようなものを新設するなど検討してはどうかとのご意見でした。

それに対する令和 4 年度時点での進捗状況では、本市建設局に確認したところ、剪定作業中の事故発生時における安全管理上の責任の所在などの課題があり、すぐに実施できる状況下にはないとのことでした。

当区としましては、安全担当職員が区内のパトロールの際に、視界の悪化等により危険と思われる箇所を発見次第、関係部局と連携した上で対処するといった従来の手法にて対応していきたいと考えています。

ページをめくっていただきまして、6 ページ目をご覧ください。

6 ページ目のナンバー6 と、ナンバー7 のご意見、まとめて報告いたします。

ここからは、令和3 年度時点のものになります。

街頭犯罪発生件数や特殊詐欺認知件数の減少について、実際に発生した直近の事件などを毎月広報紙などに掲載したらどうか。また、特殊詐欺の具体例を示した啓発活動をされてはどうかというものです。

それに対する令和4 年度時点での進捗状況は、警察の安まちアプリや安まちメール等のSNS にて入手しました特殊詐欺の手口等の情報を一覧表に整理したものを福祉会館へ提供し、広報板に掲示していただくほか、定期的開催のひたくり防止キャンペーンの場においても、一覧表を配布するなど、広く注意喚起を促しています。

ページをめくっていただきまして、7 ページ目をご覧ください。

7 ページ目のナンバー8 のご意見です。区役所の事業において、小学生だけでなく、中学生の不登校に関しても、区が関わることはないのかというものです。

それに対する令和4 年度時点での進捗状況では、鶴見区こどもの学習支援事業では、令和4 年度から小学生だけではなく中学生も対象とした事業に拡充しました。

今後は、中学生の不登校問題についても関与し、個々の課題に応じた支援策を行っていきます。

続きまして、ナンバー9 のご意見です。子どもの居場所支援について、今後はウェブでの取り組みができないか検討をお願いしたいというものです。

それに対する令和4 年度時点での進捗状況では、令和4 年度のオープン会議については、12 月に対面型にて開催いたしました。オープン会議は、マッチングの意味合いも含んでおり、会議後には既存開設団体、新規開設予定事業者間で個別情報交換を行っていることから、ウェブ会議ではなく、対面型の会議の重要性を感じたところです。

ページをめくっていただきまして、8 ページをご覧ください。

8 ページ目のナンバー10 のご意見です。ワクチン接種をするかしないかで分断が起

ることのないよう、つまり、ワクチン接種の有無による差別がないように、区役所から情報発信してほしいというものです。

それに対する令和4年度時点での進捗状況では、令和3年度にはワクチンに関する誤った情報がSNS等で流布されていたので、ワクチンに関する正確な情報の発信が必要であると考えました。そのため、広報紙では、ワクチン接種の有無による差別に限定せず、ワクチンに関する正しい情報を掲載し、情報発信を行いました。

その下、ナンバー11のご意見です。以前に地域で調理実習をしてきていたが、また実施してほしい。できれば、全地域でお願いしたいというものです。

それに対する令和4年度時点での進捗状況では、コロナウイルス感染症の影響により、今年度も開催には至っておりません。今後、各地域の開催状況や意向等を把握した上で、当該意向を食生活改善推進委員へ伝えてまいります。

ページをめくっていただきまして、9ページ目をご覧ください。

9ページ目のナンバー12のご意見です。職員が町会への加入促進のチラシを持って、各地域の不動産会社を回ってもらえないかというものです。このご意見は、先ほど議題1などで共有した内容同一です。

令和4年度時点での進捗状況については、記載のとおりとなっています。

ページをめくっていただきまして、10ページ目をご覧ください。

10ページ目のナンバー13のご意見です。「こどもの居場所」開設支援モデル区の具体的内容を教えてほしいというものです。

それに対する令和4年度時点での進捗状況では、そもそも大阪市こどもの居場所開設支援事業は、食事や学習機会を提供する場、見守りの場などのこどもの居場所が市内に広がるように、大阪市が必要とする地域において、こどもの居場所を開設する団体等に対し、開設に要する備品等の経費を補助する事業です。

令和4年度は鶴見区ではこの事業のモデル区となり、令和4年8月には、茨田東小学校区での開設に対しては補助金交付が決定され、現在、12小学校区のうち、8小学

校区で開設済みとなっております。

その下、ナンバー14のご意見です。防災行政無線をアプリで情報を流し、聞くことができればよいというものです。

それに対する令和4年度時点での進捗状況では、防災無線から発信された情報は、開庁時間については、防災アプリで同じ情報が発信される仕組みが今年度構築されました。発信情報でも、特に重要なものについては、開庁時間外でもアプリで情報が発信されています。

ページをめくっていただきまして、11ページ目をご覧ください。

11ページ目のナンバー15のご意見です。青色防犯パトロールの音声を更新されたい。また、例えば防犯のホームページから最新データをダウンロードできるようにすることはできないかというものです。

それに対する令和4年度時点での進捗状況では、大阪府警察本部から提供のあった音声データについては、一部加工等を行う必要があったことから、令和4年度に配布することができませんでした。令和5年度には、音声データを加工編集することができソフトを購入する予定であり、それを使用し、一部、音声データを加工した上で配布してまいります。

その下、最後になります、ナンバー16のご意見です。

自転車マナーの向上に関して、自転車の並走は道路交通法違反であるなど道路交通法規について周知徹底されたいというものです。

それに対する令和4年度時点での進捗状況では、広報紙の令和4年5月号では、自転車交通マナーや駐輪場マップの記事を記載し、自転車交通マナー向上の啓発を行いました。令和5年度も広報紙で、自転車マナーに関する特集記事の掲載を予定しており、また、ホームページなども活用するなどして、引き続き啓発に努めてまいります。

議題6、区政会議における主な意見の進捗状況に関する報告は以上になります。

○綿世議長 ありがとうございました。

ただいま、区政会議における主な意見の進捗状況について、事務局から説明がありました。何かご意見ございますか。ありがとうございます。ないようでしたら、それでは、本日予定されている議題は、これで全部終わりました。本日、市会議員の黒田議員がお越しですので、助言などをいただきたいと思います、よろしくお願いします。

○黒田議員 皆様、長時間にわたりまして、本当にお疲れさまでございました。

本日、参加させていただいて、議題において本当に闊達な意見交換がされたんだなということを、改めて知ることができました。私は区政会議にできるだけ参加するようになっているんですけれども、こうして皆さんの意見を聞くということが、まず何より重要だなと思っております。この区政会議は皆さんの近くで皆さんのことを決めていきたいという思いで始まった会議でございますので、ここで頂いたご意見を役所とも、そして議会でもしっかりと議論してまいりまして、皆様がより住みよいと思っていただける、皆様からいただいた意見がしっかりと市政に反映できる、区政に反映できる取組みを、私自身も進めていきたいと思っております。

ぜひ、これからも忌憚のない意見をずっと聞かせていただきまして、しっかりと皆様と共にこの鶴見区、そして大阪市を作っていきたいと思っておりますので、引き続き、よろしくお願いします。本日は、本当にお疲れさまでございました。

ありがとうございました。

○綿世議長 ありがとうございます。

それでは閉会に当たりまして、内田区長から一言お願いいたします。

○内田区長 委員の皆様、長時間にわたりまして、ご議論いただきまして、本当にありがとうございます。お疲れのことと思います、本当にありがとうございます。

本日、ご確認いただきました鶴見区将来ビジョン、鶴見区地域保健福祉ビジョンにつきましては、速やかに案を確定させた上で、公表してまいります。なかなかたくさんのご意見をいただいた中で、説明責任を果たすことは大変難しいというのを、職員

一同思っております。十分な説明が果たしているのかということを不断に考えながら、業務について取り組んでいきたいと思いをします。

今後、区政については、区役所職員だけでは果たしていくことができません。区政会議の委員の皆さん、それから地域の皆さん、様々な方が協働して取り組んでいく必要があるかと思いをします。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○綿世議長 ありがとうございました。

最後、事務局から連絡ありましたら、お願いします。

○貴田政策推進担当課長 貴田でございます。

事務連絡といたしまして、今回、お示ししました資料に係る今後の対応等についてですが、今、区長からもございましたように、鶴見区将来ビジョン、鶴見区地域保健福祉ビジョン、令和5年度鶴見区運営方針の三つにつきまして、（案）を取りまして、成案として作成しました後、ホームページに公表してまいることとなっております。ホームページ公表後に、区政会議委員の皆様へ成案となりましたということでお送りさせていただきます。また、その後にご確認いただきますようお願いいたします。

あと、次回の区政会議についてでございますが、次回は令和4年度の振り返りに関して、皆様からのご意見を賜りたいと思っております。7月前後に部会をまず開催してまいりたいと思っておりますので、時期が近づいてまいりましたら、日程調整させていただきますので、またご協力のほう、よろしくお願いいたします。

本日は、本当に長い時間ありがとうございました。

○綿世議長 ありがとうございました。

それでは、本日の鶴見区区政会議を閉会いたします。

本当に長時間御苦勞様でした、ありがとうございます。

閉会 21時13分